

2017年GGGI総合114位 経済114位

国立大学法人日本社会事業大学理事長(元内閣
府男女共同参画局長)

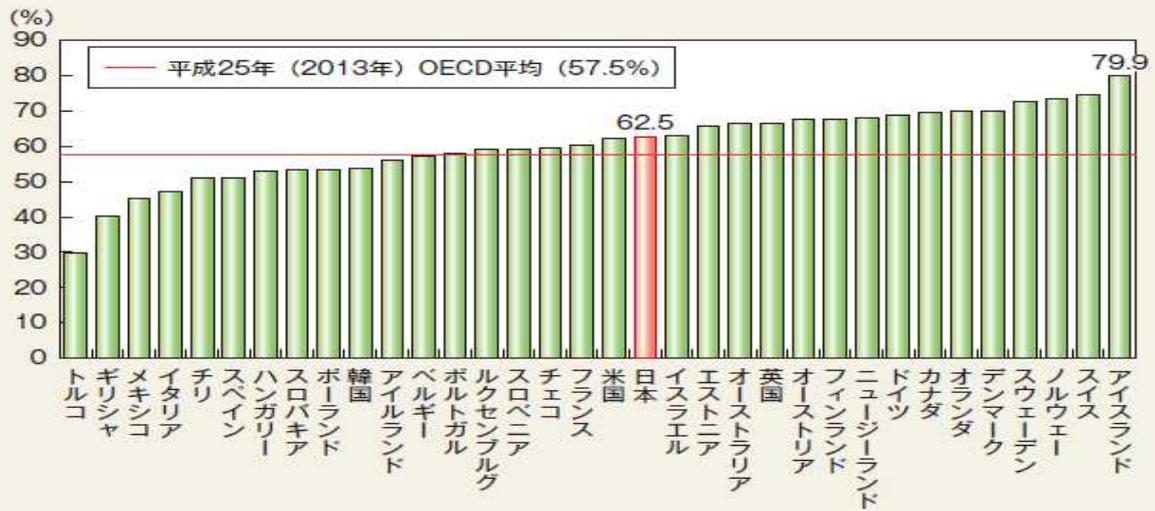
名取 はにわ

GGGI 2017経済114位の意味 ～女性は働いているのだが、、、。

(1) 女性就業率(F/M)	78%	79位
(2) 男女の賃金格差(F/M)	67%	52位
(3) 所得比率 (F/M)	52%	100位
(4) 管理職女性比率(F/M)	14%	116位
(5) 専門職技術職女性比率(F/M)	65%	101位

OECD諸国の女性の就業率

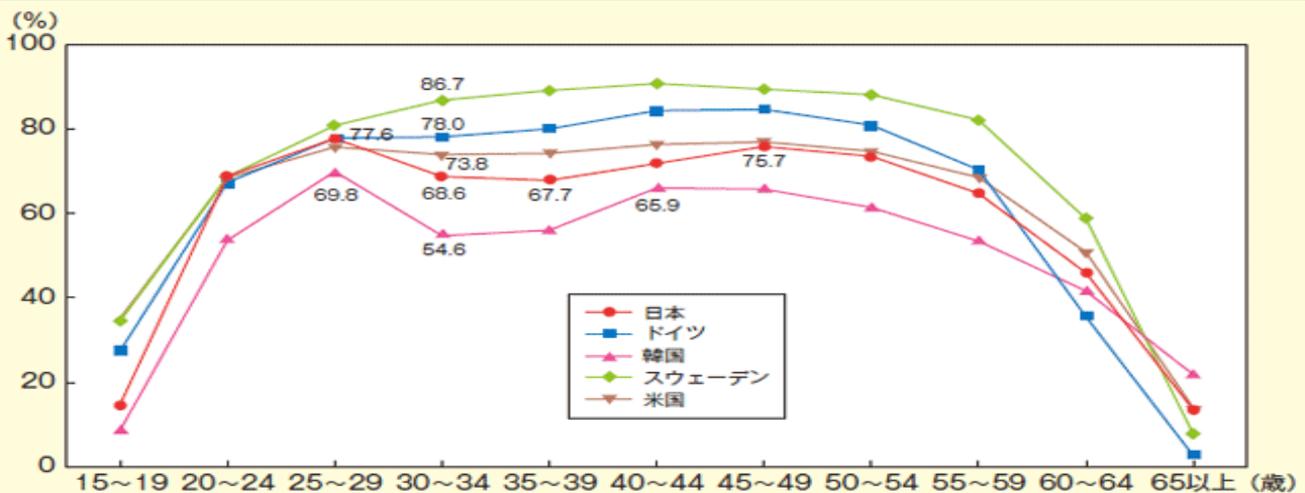
I-2-4図 OECD諸国の女性（15～64歳）の就業率（平成25年）



(備考) 1. OECD "Employment Outlook 2014" より作成。
2. 就業率は「15～64歳就業者数」/「15～64歳人口」×100により算出。

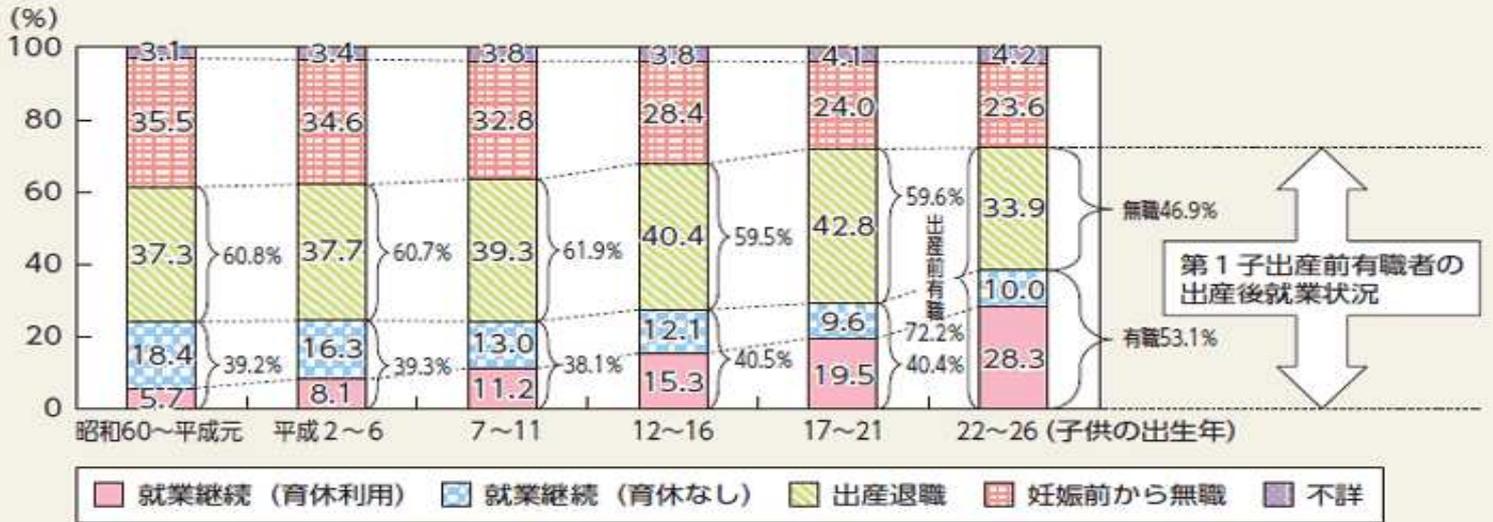
(1) M字カーブ 女性の年齢階級別労働力率(国際比較)

第1-2-3図 女性の年齢階級別労働力率(国際比較)



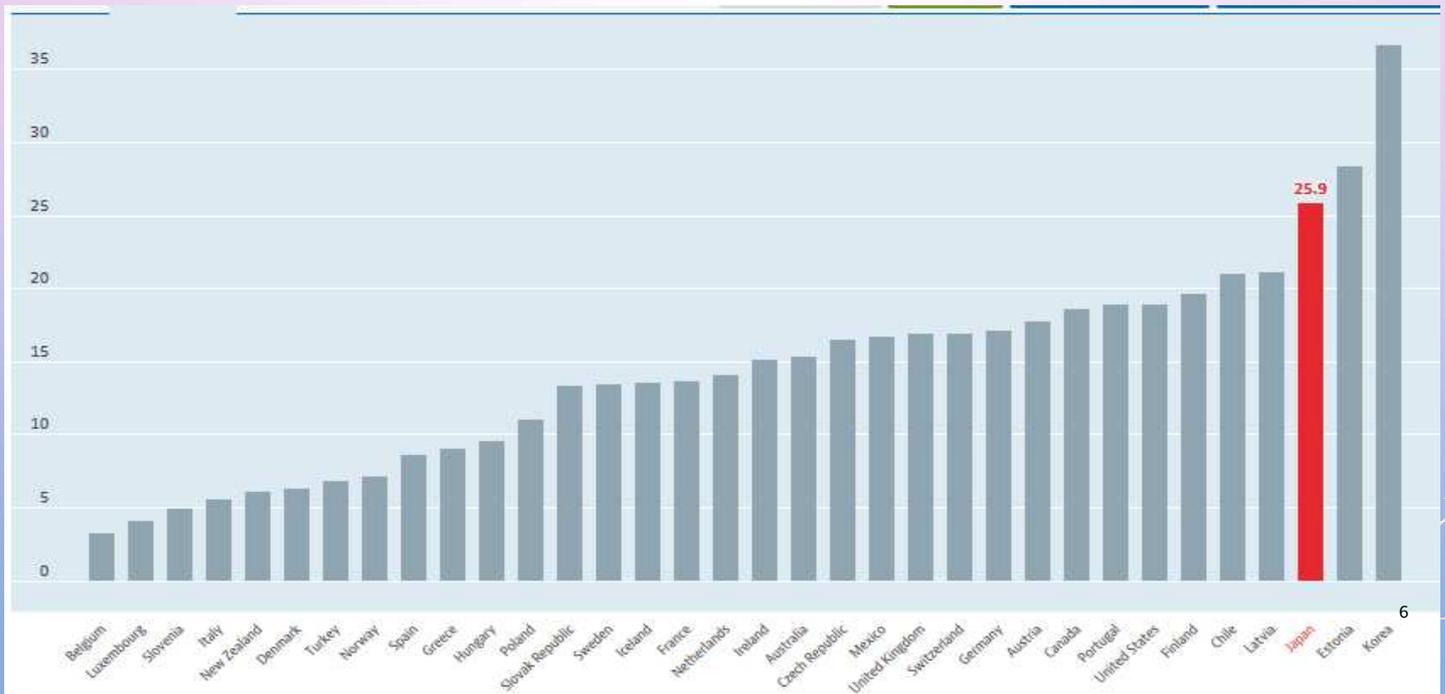
(備考) 1. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。
2. 米国の「15～19歳」は、16～19歳。
3. 日本は総務省「労働力調査（基本集計）」(平成24年)、その他の国はILO "LABORSTA", "ILOSTAT" より作成。
4. 日本は2012（平成24）年、その他の国は2010（平成22）年の数値（ただし、ドイツの65歳以上は2008（平成20年））。

I-3-6 図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続(育休利用) - 妊娠判明時就業~育児休業取得~子供1歳時就業
 就業継続(育休なし) - 妊娠判明時就業~育児休業取得なし~子供1歳時就業
 出産退職 - 妊娠判明時就業~子供1歳時無職
 妊娠前から無職 - 妊娠判明時無職~子供1歳時無職

賃金(所得)格差(OECD 2012-2015)



男女間所定給与格差の推移(一般労働者等)

I-2-13図 男女間所定内給与格差の推移



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。

3. 「正社員・正職員」とは、一般労働者のうち事業所で正社員、正職員とする者をいう。

4. 男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

7

男女の賃金格差の原因

1 継続勤務年数

2 ポスト

⇒ これらを平等にしても残る賃金格差

8

男女の賃金格差の要因(単純分析)

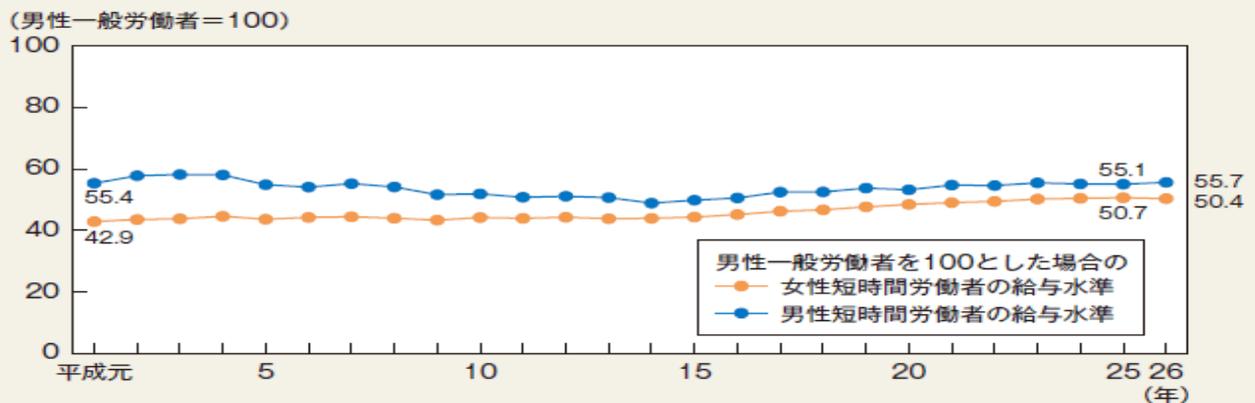
第1-2-18表 男女間の賃金格差の要因(単純分析)

要因	男女間賃金格差		男女間格差縮小の程度 (2)-(1)
	調整前 (原数値) (1)	調整後 (2)	
勤続年数	70.6	75.8	5.2
職階	73.0	82.3	9.3
年齢	70.6	71.8	1.2
学歴		71.3	0.7
労働時間		71.9	1.3
企業規模		71.3	0.7
産業		67.5	-3.1

- (備考) 1. 資料出所：厚生労働省「平成23年版 働く女性の実情」(平成24年7月)。
 2. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成23年)結果を用いて算出。
 3. 「調整前(原数値)」は男性100に対する、実際の女性の賃金水準。
 4. 「調整後」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準。
 5. 「職階」による調査結果については、調整の都合上、一部のデータを除外しているため他の要因による調整結果と比較する際に注意が必要。

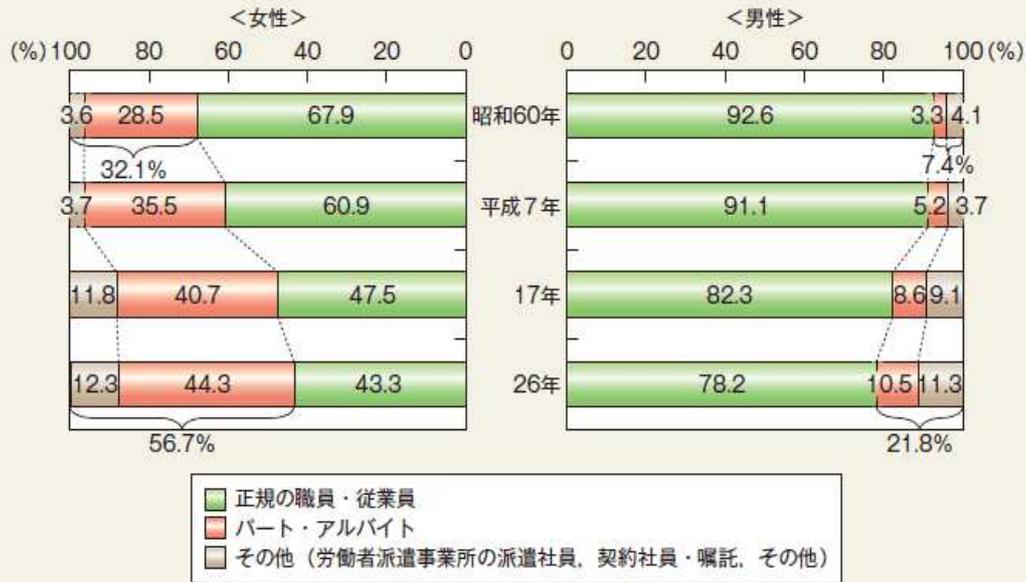
正規と非正規の賃金格差

1-2-14図 労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 3. 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 4. 男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したものである。
 5. 男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除して算出したものである。

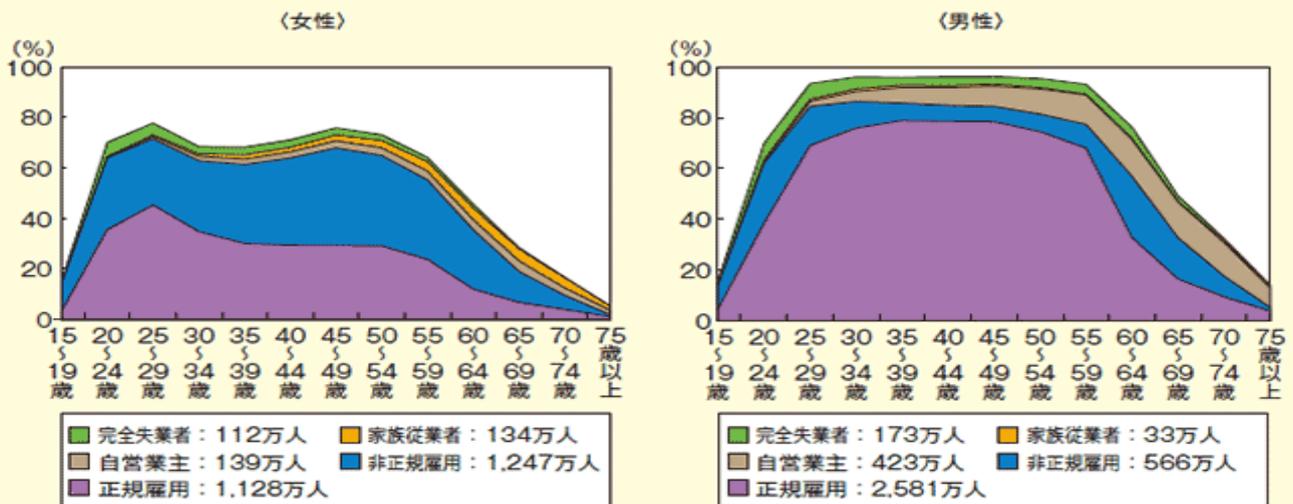
I-2-6図 雇用者（役員を除く）の雇用形態別構成割合の推移（男女別）



(備考) 1. 昭和60年と平成7年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、17年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員(パート・アルバイト及びその他)」の合計値に対する割合。なお、小数点第二位を四捨五入しているため、内訳の計が100%とならないことがある。

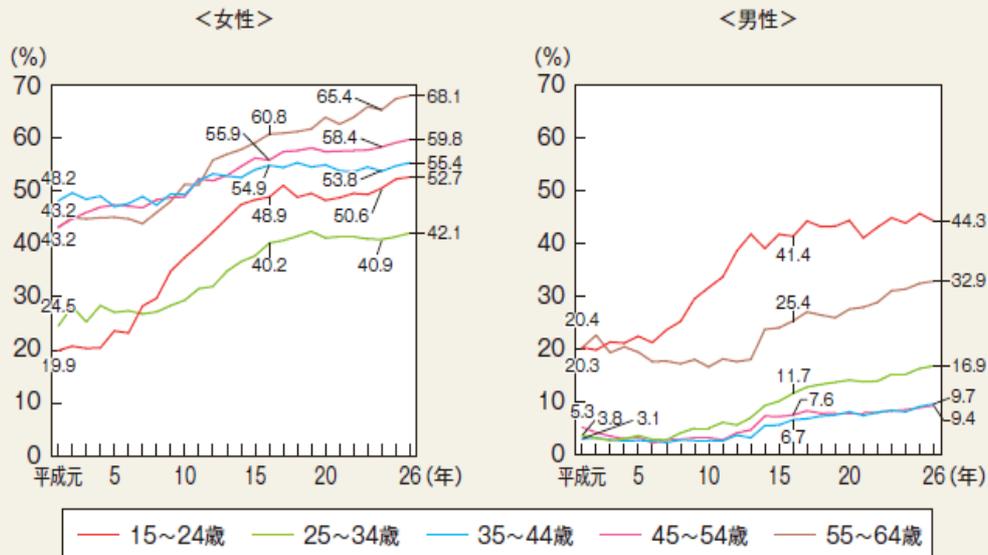
年齢階級別労働力率の就業形態別内訳(男女別、平成24年) ⇒ 女性は一度仕事を辞めると非正規労働

第1-特-14図 年齢階級別労働力率の就業形態別内訳(男女別、平成24年)



(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成24年)より作成。
 2. 正規雇用は、「正規の職員・従業員」と「役員」の合計。非正規雇用は「非正規の職員・従業員」。

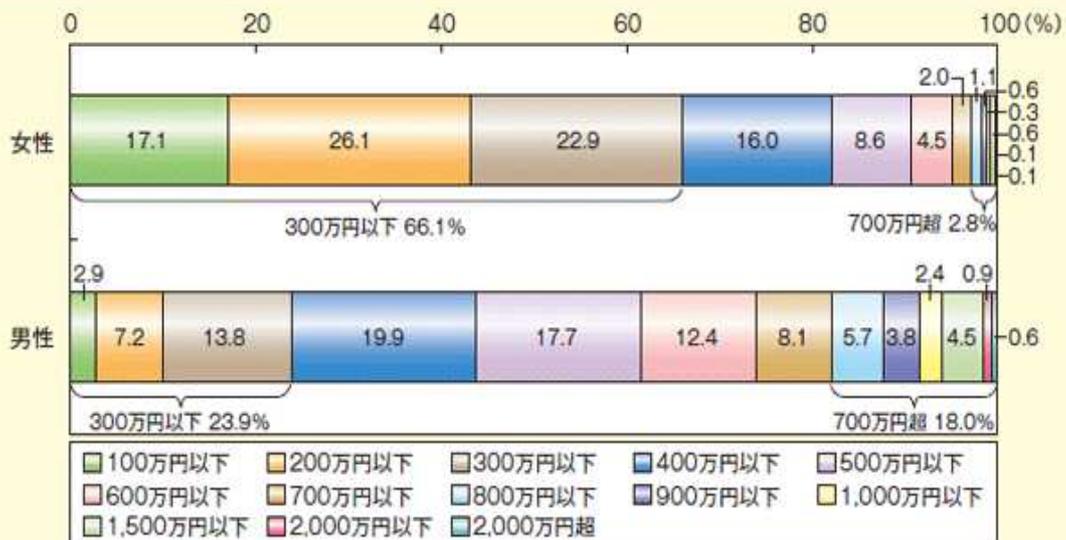
I-2-7 図 年齢階級別非正規雇用者の割合の推移 (男女別)



- (備考) 1. 平成元年から13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 非正規雇用者の割合=「非正規の職員・従業員」/ (「正規の職員・従業員」+「非正規の職員・従業員」)×100。
3. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値を用いている。

男女の所得格差 給与階級別給与所得者の構成割合(男女別、平成23年)

第1-2-15図 給与階級別給与所得者の構成割合(男女別、平成23年)

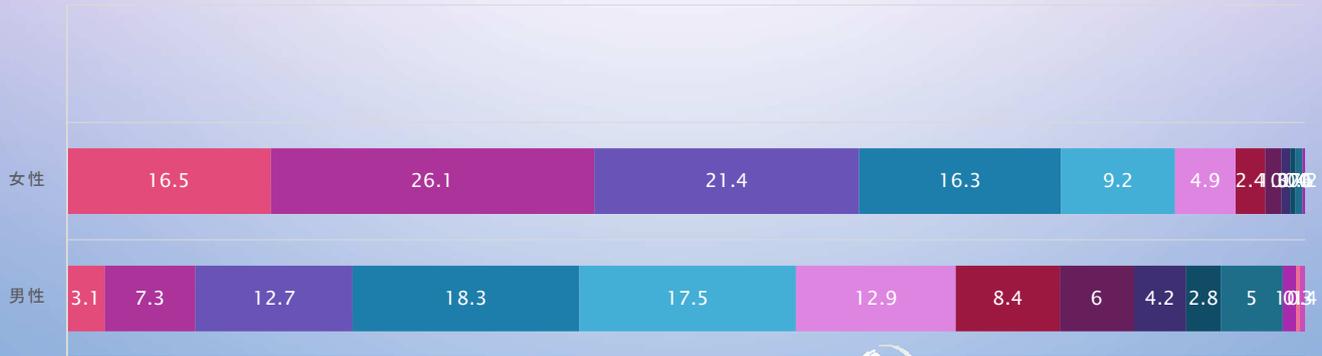


(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」(平成23年分)より作成。

男女の所得格差 給与階級別給与所得者の構成割合(男女別、平成27年)

民間給与実態統計調査(国税庁)

■ 100万以下 ■ ~200万 ■ ~300 ■ ~400 ■ ~500 ■ ~600 ■ ~700
■ ~800 ■ ~900 ■ ~1000 ■ ~1500 ■ ~2000 ■ ~2500 ■ 2500~

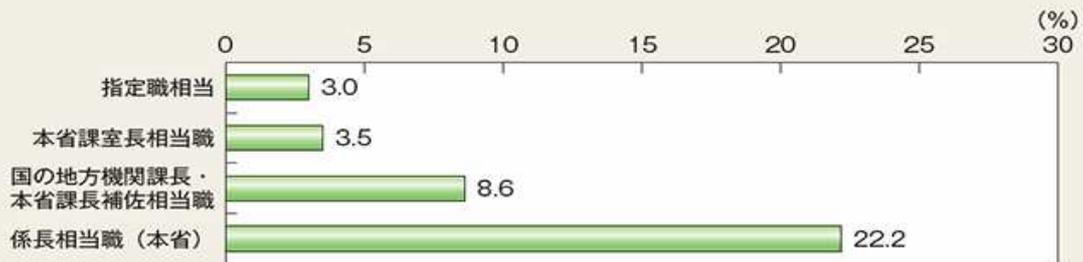


男女別平均給与・正規給与・非正規給与(平成27年) 国税庁民間給与実態統計調査



管理職の女性比率(国家公務員)

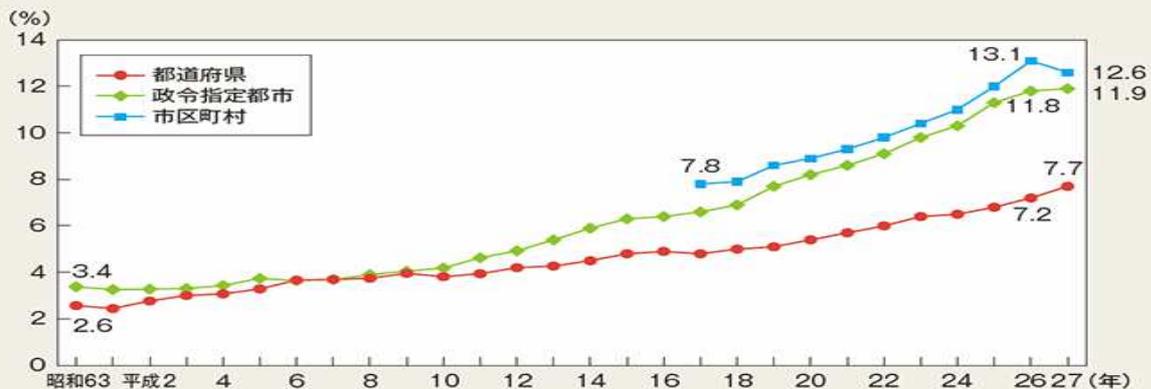
I-1-4 図 役職段階別国家公務員の女性の割合(平成27年)



- (備考) 1. 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」(平成27年12月)及び内閣人事局が別途調査した結果に基づき、内閣府男女共同参画局作成。
2. 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表の適用を受ける職員並びに防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)に基づき一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給が支給される防衛省の職員が対象。
3. 「本省課室長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表(一)7級から10級相当職の職員を、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」とは同俸給表5級及び6級相当職の職員を、「係長相当職(本省)」とは同俸給表3級及び4級相当職の職員のうち本省において勤務している者をいう。
4. 「本省課室長相当職」、「国の地方機関課長・本省課長補佐相当職」及び「係長相当職(本省)」の値は、専門行政職俸給表が適用される職員(内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)、税務職俸給表が適用される職員(財務省)、公安職俸給表(一)が適用される職員(国家公安委員会(警察庁)及び法務省)の職員及び公安職俸給表(二)が適用される職員(法務省及び国土交通省)を含んだ値。

管理職の女性比率(地方公務員)

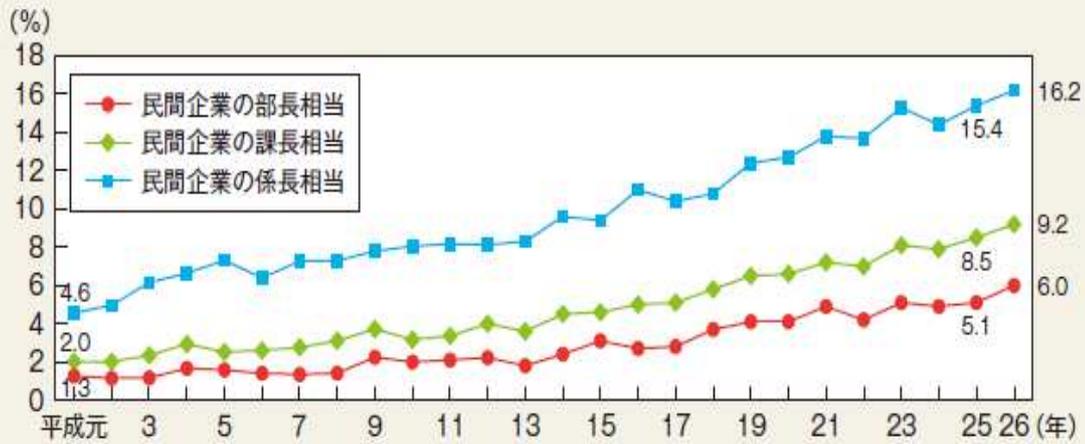
I-1-8 図 地方公務員課長相当職以上に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料、6年からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。5年までは各年6月1日現在、6年から15年までは各年3月31日現在、16年以降は原則として各年4月1日現在。
2. 東日本大震災の影響により、平成23年の値には岩手県の一部(花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町)、宮城県の一部(女川町、南三陸町)、福島県の一部(南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村)が、24年の値には福島県の一部(川内村、葛尾村、飯館村)がそれぞれ含まれていない。
3. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。
4. 市区町村の値には、政令指定都市を含む。
5. 平成27年値は、役職段階別に女性数及び総数を把握した結果を基に、課長相当職及び部局長・次長相当職に占める女性の割合を算出。

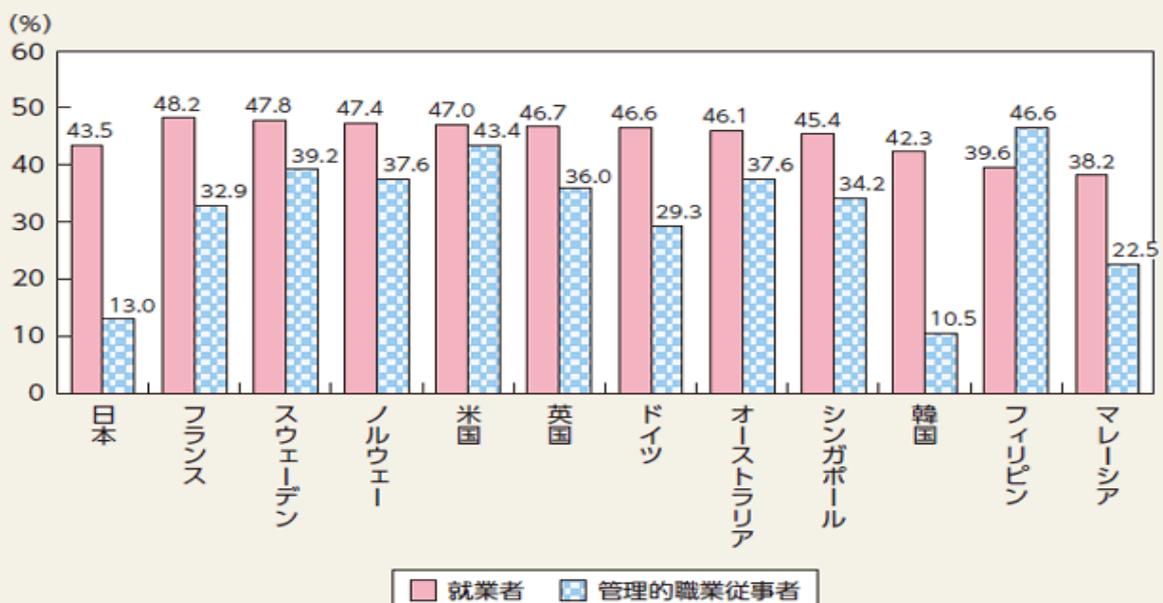
民間企業の管理職に占める女性

I-2-12図 階級別役職者に占める女性割合の推移



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 常用労働者100人以上を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者における役職者。

I-2-14図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合 (国際比較)



(備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」(平成28年), その他の国はILO "ILOSTAT" より作成。
 2. フランス, スウェーデン, ノルウェー, 英国及びドイツは2016 (平成28) 年, 米国は2013 (平成25) 年, その他の国は2015 (平成27) 年の値
 3. 総務省「労働力調査」では, 「管理的職業従事者」とは, 就業者のうち, 会社役員, 企業の課長相当職以上, 管理的公務員等。また, 「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。